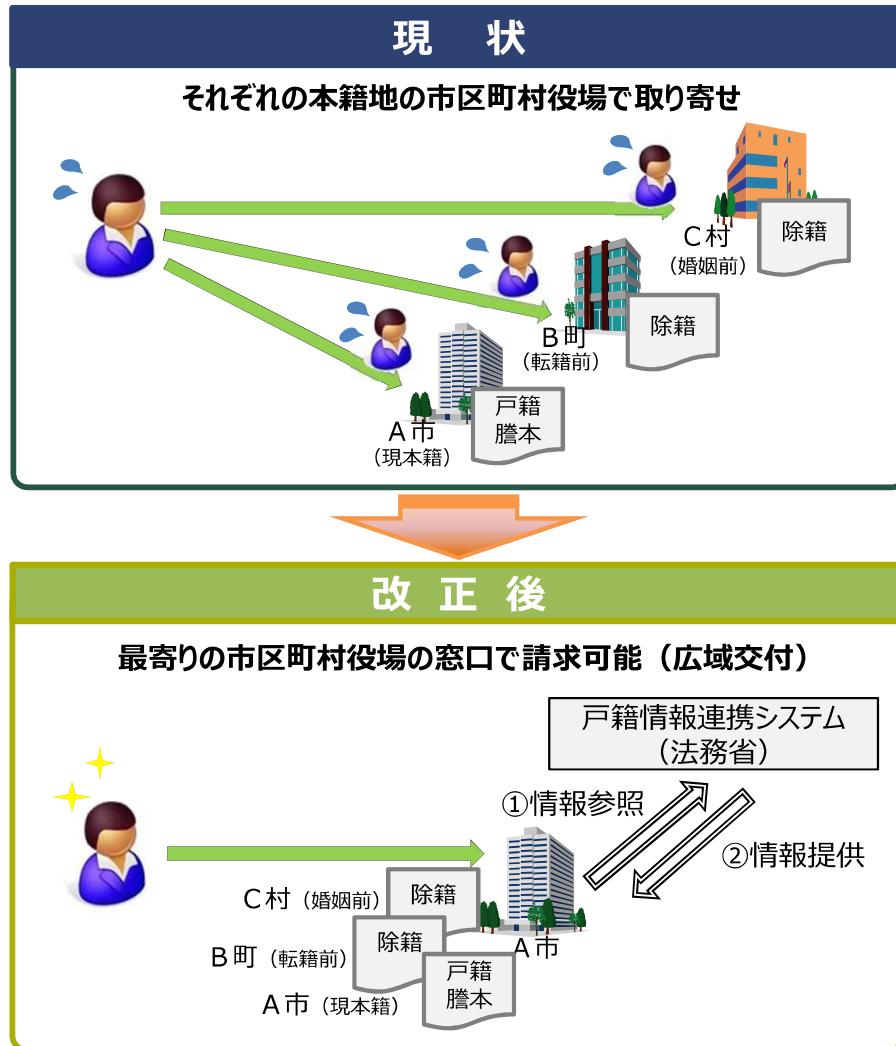


地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

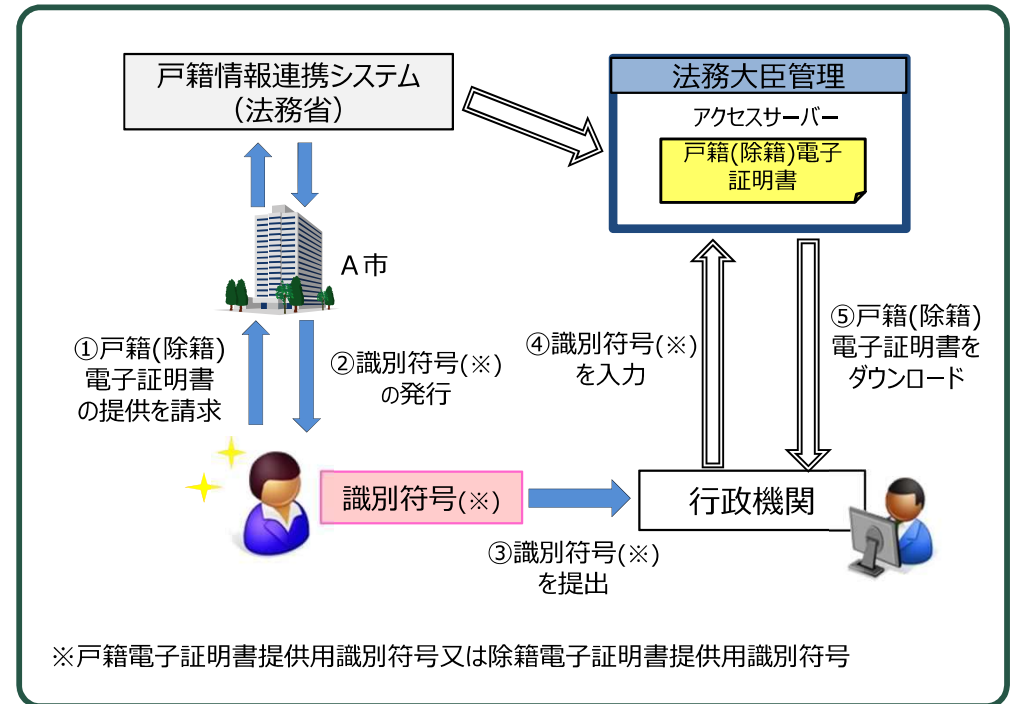
◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

「飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）」の概要

1 条例改正の概要

令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、新たに開始されるサービスとして本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付やマイナンバー制度を利用した戸籍謄本等の取得や添付の省略に関する内容が規定された。これに伴い、戸籍謄本等の取得や様々な手続における戸籍添付の負担軽減が見込まれる。

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲で、政令で定める日から施行することとなっており、令和6年3月1日を施行日とした。戸籍法の改正に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び省令」の改正が12月6日に公布され、戸籍謄本等の交付に係る手数料が定められた。

2 新たに開始されるサービスに伴う手数料について

(1) 戸籍（除籍）謄本等の広域交付

令和6年3月1日から戸籍（除籍）謄本等の交付が、本籍地以外の窓口でも可能となる。現在の手数料条例には、広域交付の規定がないため、新たに広域交付事務に係る手数料について規定する。

手数料の金額は、本籍地で交付した場合と同額で、次のとおり定める。

- ・ 戸籍広域交付 450円
- ・ 除籍広域交付 750円
- ・ 受理証明書 350円
- ・ 受理後の届書等の内容表示の閲覧 350円

これらの広域交付を可能とする戸籍情報連携システムの運用開始により、広域交付に加え、従来必要であった届書への紙媒体戸籍謄本等の添付を省略することができ、手続の負担軽減となる。

(2) 戸籍(除籍) 電子証明書提供用識別符号の発行

戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号とは、戸籍又は除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのこと。識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができる。

識別符号発行事務の手数料については、次のとおり定める。

- ア マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合、手数料は不要
- イ 窓口にて、紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合、識別符号の発行手数料は不要
- ウ 上記ア、イによらず窓口等にて識別符号を発行する場合
 - ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務 新設 400円
 - ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務 新設 700円

ただし、法務省からの情報では、行政手続において識別符号を用いた電子証明書の確認事務が可能となるのは、令和6年度末になる予定。

識別符号の有効期間は発行日から3か月以内としている。

3 施行日

戸籍法改正に係る改正については、令和6年3月1日（改正政令等の施行日と同日）とする。